

135

1576

千家尊福著

國苑真柱

卷三

千家藏版

特29

440

Wc 45-29/

千家尊福著

國苑真粹

卷三

千家藏版



此書は諸名家の著書及び傳聞する論說中より摘記し我國躰に恰當適切せりと思考する一己の意見を加へたるものなり而して此書を編集したるは憲法發布以前或人の間に答へたるものにして世に公にせんとする意に出るものにあらず故に諸名家の論說を記載するに其氏名を掲げず論說も亦要領を摘記したるは記事を簡にして其主旨を知了するを主とするか故あり記事の順序立たず行文の混雜なるは匆卒に編集したると淺學の致す所

とにして慚愧の至に堪へざるあり

明治二十三年一月二十日

千家尊福述

國酒眞柱卷三

目録

- 第一節 國の成立
- 第二節 皇家
- 第三節 政體
- 第四節 主權
- 第五節 國會
- 第六節 貴族
- 第七節 宗教

國 廼 眞 柱 卷 三

千 家 尊 福 著

第 一 節 國 の 成 立

日本國の成立如何を明にするは臣民の忽にすへからざる要
點にして之を明かにせざるときは臣民萬般の行爲の基軸と
する所立たすと云はざるへからす何となれば臣民の國に對
する義務と權利との標準とする所あらされはなり故に余は
先日本國の成立を知了するを以て臣民の義務と權利を全く
する一大要領なりとす

日本國は諾冊二尊の修成に因て稍成立し素尊其功業を繼承
して經營し大國主神少彥名神と共に力を國土經營に竭し田
圃開け農事進みて人民の幸福便利を増加し又醫藥湯泉等の

法を創定し大に人民蕃息するに至りたるは歴史に徴して明かなり是に於て大國主神益此國を經營するに際し皇孫此土に君臨すへき天勅ありて大國主神之を奉し遂に此國土人民を皇孫の統御の下に立たしめたり當時の形情を觀察するに大國主神は素尊の子にして素尊は此國を創始せし諾冊二尊の子なれば大國主神の系統は正しきのみならず拮据經營して民福を計り國の進歩を爲し且人民の其功德に敬服すること甚深かりしと雖皇統を以て萬世不易君臨ますへきことは皇祖の定めたまふ所にして大國主神既に之を知り故に此神の皇孫に忠誠にして此民を愛重すること甚厚く其辛苦經營せし國土を奉りて毫も吝惜すること無し是を以て皇祖大に其功德を嘉賞し爲に宮服を造り其祭祀を主らしむるに

皇祖第二の子穗日命を以てしたり是に於て皇孫は此土に君臨し萬世一系連綿として萬邦に比類なき帝祚の永昌を傳承するに至れり我國の成立し來ること此の如くにして皇統は則此國を創始せる諾冊二尊の正統たる皇祖の正系にして此國と共に成立して万世に君臨するは實に歐洲君主國中に比類なき所あり歐洲各國中に於て其國と共に成立したる王統の今日に傳はりたるは未だ聞かざる所にして現今君主國たる者は其國の初發より純然たる君主國にして永續せるにあらず或は他國の爲に奪はれて其支配の下に辱しめられ或は其國の人民の爲に位を剝れて共和國と變更し或は貴族僧侶等の爲に其位を左右せられたる等の侮辱を蒙らざるはなし此の如き國に在りては獨其君主の不幸たるのみならず其變

更なる毎に干戈の争擾あらざるは無く之か爲に人民の業を失ひ生命を殞す者多く僥倖にして其命と業とを保つものも戦亂の後國の疲弊の苦慮は免るゝこと能はず其慘狀は歐洲の歴史の専有物にして今日に在て之を見るも黯然として讀むに忍ひざるものあり然るに我國の如きは建國以降僅に争亂の時代あるも國內の争擾に止るのみならず如何なる奸惡の徒も皇統を奉せされは人民を制服すること能はず故に未だ嘗て皇統を犯さんとするものは一人も之れわらす其外國に關係するは偶寛仁中刀伊賊ありしも討て之を平らけ弘安中元寇の襲來したるも殲殺して餘す所無く又外國を征服して我國の有とせしことあり實に我國體の鞏固にして皇統の尊嚴あること歐洲の君主國と同視すへからず其國體の鞏固

なると皇統の尊嚴なるとは則國民の最大幸福にして之に依て歐洲の人民の如き慘狀を蒙りたること無し然るに建國以來此最大幸福中に生活し來たりたる事實を思はず國體の鞏固なると皇統の尊嚴なるとは我生活上の利害と我生命上の安危とに最大關係あるを知らず國體を鞏固にし皇統の尊嚴を進むるは臣民の最大義務即ち最大權利なるに心付かざるのみならず自己の最大幸福を保全する基軸あることを思はず一向に歐洲の文物に心酔し我國諸般の事物をして歐洲の風に變せしめされは我國の富強は望むへからざるものゝ如く狂奔するにはあらざるやの形狀あるは實に國民の分を誤るものと云はざるへからず長を深て短を補ふは國の進歩を計るに必要なれども其取捨する上に深く注意せざるときは

彼の佛國の大革命を成したるか如き原因を作出す恐なしと云ふべからず佛國の米國の獨立を援助して英國と戦ひたるや當時佛國の帝王始貴族僧侶等の心に於ては米國人民の英國の苛政に苦めらるゝを憐む義氣の抑制すべからざるに起りたるものにして其舉は美なりと雖も深く自己の國內の向來に影響するや否やを顧みさりしか故に米國の獨立を援助したる義氣は終に人民をして自國の大革命を醸成せしめたる原因となりて多年苛政の下に苦みたる人民は他國の獨立すら之を援助して其患苦を救へり況んや自國の事にして自己の上に関係することをやと終に帝位を廢し貴族を滅して共和政治を爲すに至れり是帝王始貴族僧侶の人民に對する處置其當を失ひて苛政を以て苦しめたるか故なるべしと

雖其激發するに至る熱度を進めたるは米國の獨立を援助して共和政治を立るを保護したる義氣の誘導したるに因るや明かなり然れば歐洲の文物制度を採取するは素より國の爲に勉むべきことなれども國體の異なる所深く注意せざるべからず印刷瀛車電信銃砲等の如き外形上に止るものは利ありて害なしと雖文物制度の如き内部の思想に影響することに於ては細思熟慮せされは佛國の革命を誘導するか如き變なきことを保せんや我國臣民の忠誠なる佛國人民と同視すべからざるは勿論なれども内部の思想に影響する文物制度は其人心を變更する誘導を爲す元素とあらざるにあらず特に教育の如きは其關係の密着にして恐るべきものなり試に思へ世上政治思想を懷くものは多くは歐洲の文物制度ある

を知て我國の文物制度あるを知らざるものゝ如し是維新以來教育と云へば歐洲の文物制度を教授するに厚くして我國の文物制度の如きは擧げて用ゐるに足らざるものとして教へざる結果にあらすして何そ何れの國と雖ども既に國を爲したる上は其國の性質に適當する精神を含有する制度あらざるは無く殊に建國以來二千五百四十九年の久しき國體を護持したる我國の如きは古來の文物制度は忠誠なる人心を養成したる力無しと云ふへからす然れども我國古來の文物制度は文化の進歩せざる時代の遺法にして今日の開明に適應せざるものも亦多し故に文物制度の改作は時勢に伴はざるへからす譬へば小兒の成長するに従て衣服の裁制を異にせざるへからざるか如し衣服の裁制を改むるは其身軀の長

短に適應するに在り其健康を保全する點に於ては小兒の大人とあるも變更する所なしされは國の進歩に従て改作すべき文物制度に於ても之を改作せんとするときは先づ我國體は如何と云ふを以て基軸とし國體の鞏固を保護するに足るべき改作を爲さざるへからす獨り國の文物制度のみならず町村の舊慣又は一家一人の上に係ることも亦其人の注意する所ありて改良又は新設する件に於ては町村の舊慣一家の舊風如何と云ふを以て基軸とするは即ち臣民の國脈を尊重する心を失はざる端緒を爲すものにして疎かにすへからざるなり地方自治の制を設くる主旨上より論するも地方の舊慣を重し市町村の仕來りたる事件は國の制度の時勢に應じて變更するか如きこと無くして人民の仕馴れたることを以

て其幸福安寧を保たしめんとするに在れば人爲を以て自然の聚落を廢合するか如きは勉めて爲さざるを自治の精神に適するものと云ふへし文物制度は歐洲の長を採りて益する所あるへし我國脈に於ては他に超越する國なければ文物制度を取りて益せんとすること熱心なるを以て國脈を毀損すること無き様注意すへきは深く世上に對して余の望む所なり

國脈の鞏固を保護するに必要なるは國風なり國風とは如何あるものにして何によりて盛衰を生ずるものなるやを講究せざるへからず國風は即ち國の風俗にして國の風俗を爲すものは臣民の風俗あり獨り帝室の風教の國に大關係あるのみならず貴賤貧富の別無く一般臣民の風俗は大に國脈に影

響するものたることを知るへし故に臣民の國に對する義務は租稅徵兵又は參政等のことに止らすして一人一個の意思と行爲との上に於ても重く負擔せざるへからざることを明にし以て國風を善良にする元素は我自身に在ることを知るべし一人の意思行爲にして國風に影響するは譬へば池水の一部に於て僅に細波を起すも他に波及するか如し豈慎まざるへけんや

第二節 皇家

君主は正しき血統より出たるを以て正當の國王とするは歐洲君主國皆然らざるは無し故に血統を尊重するは獨我日本のみにあらざるなり而して其實を万世不易傳承して失はさ

るは我國あるのみ
 謹て按するに我帝國の皇位は天照大神の正統ある皇孫の相承くるを以て萬世不易の法とす故に古語に天神國を授くと云ひ又天皇を稱して葦原中國の主となすと云ひ又皇孫の長久なるを示して寶祚無窮と云ひ皇統の一系あるを示して天之日嗣必立皇緒と云へり皇祖其正統を以て皇位を定めたるは前條に論したるか如く當時此國土を經營統治せし大國主神をして國土を捧呈せしめたるに起るものにして大國主神の謹て其勅を奉したるは實に皇統の侵すへからざる萬世の訓誠となりたるものとす之に因て國民の皇家奉戴の心厚く忠順なる國風を養成し來るは事實上に於て明かなり故に維新の際に於て各藩主の土地人民を返還し歐洲の歴史上に絶

て無き美事を擧げたるは是當時の國勢に促かされたるも既に皇政復古したる上は封建の制を廢せされは國の統御を一にすること能はざる道理を發見し二三の雄藩率先返上したるに起りたれども大國主神の國土人民を捧呈せし遺風の自然に臣民の頭腦に深く感染し來れるものありて此結果を爲したるに非すと云ふへからず遠くは大國主神の治國の大權を捧呈し近くは各藩主の土地人民を返上したる事跡の甚た能く相肖たるは忠順ある一種特別の國風あるにあらされは古今其趣を一にすること又何そ此の如くなるへけんや今説く所の事實を歴史に就て見れば多少の異同ありと雖其大脈に於ては諸書に傳ふる所其趣を一にせり
 諸書に傳ふる所の大脈を概言すれば天照大神皇孫をして

此國に君たらしめんとし先其國勢を視察すへきものを遣はさんとし諸神を會して議せしむ諸神愈天穗日命の神傑たるを以て之を遣はすへしとす因て穗日命をして國勢を視察せしめたるに當時此國は大國主神の經營統治に係り國內舉げて其威徳に服し大國主神の子事代主神能く父神を輔けて國の一致をなしたるを以て穗日命は皇孫降臨の事を輕々に告げすして徐に大國主神を説かんとして其間に三年の久しきを経たり此時皇祖は穗日命の復命の遲きを以て更に天稚彦を遣したるに稚彦は不軌を計りて死たり是に於て又經津主武甕槌二神を遣す二神大國主神に問ふに此國を皇孫に奉るや否やを以てす大國主神輕々之を信せず二神を以て吾許に來るものに非ずとして之を諸

せず故に二神は如何ともすること能はず大國主神の言を以て復命せり皇祖更に二神を遣し大國主神に勅して曰く汝の言ふ所深く其理あり故に更に條件を定む汝の統治する顯露事治國の大政を云ふは皇孫之を統御すへし汝は幽冥事神政を云ふを

專治すへし又汝の住むへき宮殿を建造し此宮殿の構造は廣大に於て木材を精選し百八十結に結ぶと見え造宮の制は柱は高太板は廣厚に千尋枋繩を以て天の御巢を以て修むとあり又た同記垂仁天皇の御宇に皇居と其構造を同じくする山見えたれば皇祖の此神を優待する甚ば厚きと其宮殿の尋常ならざるべし又田を供し遊具及び武器等を調成し又汝の祭祀は

穗日命をして主らしむへしと告げたり故に大國主神は勅旨の懇懃なる此の如くなれば敢て命に従はさらんやと速に勅を奉して治國の印璽として帶する寶玉を脱し曾て治國の大功を奏したる廣矛と共に二神に托して皇孫に捧呈

しまた岐神を薦めて己に代りて諸事に従はしめたり大國主神此勅
答を自ら爲さずして其子事代主神の意を問ふ後之を決し武御名方神の天に抗し其力及ばずして勅に違はずと服従したる等のごとあれども是大國主神の深く慮る所ありて其子の勢力ある者の心を以て當時大國主神の威應に服し一致の破綻せんことを慮ふに出るものにして當時大國主神の威應に服し一致むしたる國勢上を洞察すれば又止然る後大國主神は其子事代主神及び諸神を率ゐて皇祖の許に至り至忠至誠なる狀を陳奏す是皇祖に對して其禮を厚くするに出るのみならず國神の方向を一致にし平和を計るの深慮あるに因るものなるへし是に於て皇祖益大國主神の誠忠を嘉賞し其女三穗津姫命を以て其配とし諸神を率ゐて永く皇孫の爲に守護すへしとの勅あり大國主神も亦我子事代主神諸神を率ゐて守護せは相反するもの無しとの言あり此の如く善美なる結果を爲したるを以て皇孫瓊杵尊を此國に降すに當りて皇

孫に勅して葦原千五百秋之瑞穗國は是我子孫の王たるへき地なり汝皇孫就て治むへし行け寶祚の隆ある天壤と共に無窮なるへしと又八坂瓊曲玉八咫鏡及び草薙劍を授けて此寶鏡を視んこと吾を視るか如くし同床共服齋鏡とすへしと勅したり是に於て皇孫降りて日向國に都し三代を経たり神武天皇其兄弟に譲りて皇化の全國に及はさる所以は偏陬に在るに因るものとし大和國を以て全國を統御するに足るへき良地と定め日向を發して各所の酋長の未だ服せざるものを討征し終に大和國橿原の地に官殿を建造し皇位に即きたまへり是實に紀元の年にして此時より益皇化の全國に普及するに至れり而して歷世皇位を繼承するは正統の皇胤にして今其繼承を區別すれば皇太子の

繼承は勿論皇子又は皇女の直に其位を承けたるあり皇嫡孫の繼承あり皇太弟の繼承あり諸王の皇太子と爲り又は直に繼承せしことあり諸王の性を賜ひしもの性を削りて親王と爲り尋て王太子と爲りて繼承せしとあり皇女の皇后と爲りて後繼承せしことあり女王の皇后に立つて後繼承せしとあり又重祚するとあり而して繼承するに先帝の遺詔に従ふあり群臣の議を以て皇親の中近親を選定せしとあり其選定は年長を以てし徳の高きを以てし又は卜筮に従ひ又は權臣議を建て群臣之に従ひたることあり又兩皇統迭立の議を定めて治世の期を十年として繼承せしことあり又讓位に二例あり一は天皇の勅を以てし一は權臣の奏するに従て讓位する是なり是の如く繼承の上に種々

の區別ありて異例のことありといへども皇統にあらされは繼承せざるは古今一貫變動したること無し是皇祖の我子孫王たるへき地なりとの勅ありて國體の確定せしに基くものにして動すへからざる所われはなり故に天武天皇の薨御の後其位を繼承すへき高市皇子薨したるを以て皇太后即持統天皇王公卿士を禁中に召集して皇嗣を立てるを謀りしとき群臣各私好を挟みて衆議紛然たり是に於て葛野王進奏して曰く我國家法あり神代以來子孫相承け以て天位を襲く若し兄弟相及ぶときは亂此より興らん仰て天心を論すれば焉を能く測ることを得ん然れども之を人事に推すときは聖嗣自ら定まる誰か敢て問然せん時弓削皇子座に在り言ふ所あらんとす王之を叱し乃ち止む皇

太后其一言國を定むるを嘉みし特に正四位下を授け式部卿に拜したることあり實に葛野王の皇位は子孫相承るを以て常規とするの議は皇祖の勅定を協賛せしものにして犯すへからざる所なり而して皇位を繼承するときは必神器の授受ありて神器は即皇位を證明するものとなれり是皇祖の皇孫を以て君主と定むるに際し神器を授けて傳國の神器と定めたるに基くものなり神器は三種なるを以て之を三種の神器と稱す即鏡劍玉是なり又天璽又は神璽と稱し或は天皇の璽天璽符天皇の璽符或は璽符天子之鏡劍璽符天皇璽印璽綬天皇璽綬と稱す然るに崇神天皇の時神器の威靈を恐れて別に鏡劍を模造して宮中に留め皇祖授くる所の鏡劍は大和國の笠縫の邑に祀れり是日本書紀崇

神天皇六年の條に是より先き天照大神倭大國魂の二神天皇大殿の内に合祭す然るに其神威を瀆かさんことを恐れて共に住むこと安からず故に天照大神を以て豊鍬入姫命に託して倭の笠縫邑に祭る仍て磯城神籬を立つ亦日本大國魂神を停名城入姫命に託して祭るとあるか如し而して後故ありて寶鏡は伊勢の五十鈴川上に鎮座し寶劍は尾張の熱田に鎮座することゝあれり瓊に於ては未だ嘗て天皇の御身を離れたること無し神器無くして皇位を繼承せしことあれども壽永の亂源平の亂を云ふに先帝天安神器を以て筑紫に行幸の時後鳥羽天皇の皇位を踐みたるど南北兩朝の時光嚴天皇等の踐祚の時とに限りて是皆非常の場合に於て非常の事を行ひたるあり

國は一般臣民の生活上の關係を網羅したるものにして恰かも一箇人の如きもなり何となれば國は土地を有するのみにして存在するものに非ず土地と人民との結合して始めて國あるものされはなり然れば土地は國の身軀人民は國の精神にして此二者結合して始めて國の活動を爲すものなれども尙一の緊要なるものあり即ち君主是なり君主の國に於けるは我なるもの、人に於けるか如し是君主は國を一致統轄して其代表者たるものなるは恰も我れなる者の一個人の他人に對して自己に關する萬般の事を代表するか如くなればなり故に國にして土地人民あるも一致統轄する者あらされは其國は未だ全き活動をなすものにあらず是に於て國あれば

君主なかるへからず假令君主を立てざる共和國に於ても大統領ありて一致統轄して國を代表する者は必ず欠くへからざるなり

共和國に於ても憲法に因て政治をなす點は立憲君主國と異ならずと雖共和國の首長は即ち多數なる黨派の首領なるを以て其交代は梭を投するか如くにして施政の精神も亦定まらざるは共和國の常態なり君主國に於ては君主の職は世襲にして歴代の間に智愚賢不才の差別あるは免れずと雖臣民の仰きて以て服従する所は常に變動なくして臣民の感覺を異にすること無く上下親愛の情厚くして國の安寧を保維する力甚だ鞏固なるものなり

立憲主義は君主國と共和國とは異なるものにして共和國に

於ては主權人民に在る主義を以て憲法の精神とするか故に主權を分て立法行政司法の三權とす現に佛國共和制の組織は立法權は議院に歸し行政權は大統領に司法權は司法官に歸するものとせり此の如く主權を分つときは國勢の分離は免れずして實に國の爲に危殆なる組織なり然れば主權人民に在りとするは大なる謬見にして國の基礎を鞏固にするものにあらず若し佛人の語に民の欲する所王之を行ふと云へるを正理とせば人民の欲する點に於ては其利害得失を識別して實行すべきものにあらず即ち多數壓制の政治となりて少數の不幸を極むるのみならず君主の存亡も亦多數の掌中に在るに至るへし佛國の王政を廢して共和制と爲したるも實は此謬見に出たるなり是希臘の人民の眞の自由は共和

政治中にありと考へたるに起る謬見にして共和は自由の代表者と思ひ謬りたるものあり何ぞ知らん自由を産む母なりとする共和政治は却て多數壓制ならんとは是自由を求めて却て不自由を得たるものなり試に思へ共和國に於ては多數を占むる者は自由を得れども少數は必多數に壓制せらるゝにあらずや此一言にして共和と自由と混視すへからざる所以は明かなり故に眞の自由は立憲君主政治にあらされは得ること能はさることを思ふへし何となれば立憲君主國に於ては一般人民の幸福安寧を保全するを以て目的とし憲法は自由を保護するの城壁たればなり君主國に於ては主權は君主の獨有するものにして立法行政司法の三部に分つか如きは主權の活動を圓滑ならしむるか

爲に過ぎざる者なれば主權の歸する所は君主に在る外決して他に分つと無し譬へは人の耳目の働きの如し視るとは目の働きにあり聞くとは耳の働きにあれども之を支配するは耳目にあらすして精神に在り精神なる者は即ち君主の如し而して主權君主に在りて雖君主も亦憲法の定むる所に從て主權の活動を爲すは立憲國の通則なり憲法の制定を以て國の幸福安寧を保維するに必要とする所以は君民の分を明かにし上君主の大權統一の基軸を鞏固にし下大臣輔弼の任と議會翼贊の分限とを確定し以て臣民の權利義務を明にし益國の基礎を鞏固ならしむるか爲めなり故に憲法制定せらるゝときは國の方向一に歸し君民の間調和し諸機關各其所を得て運動し上下の幸福と秩序とを保するを得へきなり

以上論し來る所を以て臣民の幸福安寧を保たんとすれば必君主を奉せざるへからす眞の自由を得んとすれば必立憲政治の下に立たざるへからざる所以は已に了解するに足るべし而して共和政治は多數專制にして一般人民の幸福を平等に保維するものにあらず主權人民に在りとする説は國勢を分離する謬見にして人民をして國を誤らしむるものたることとは知了するを得べし

國の進歩は人民の進歩に伴ふものなれば人民自己の進歩上に於て深く意を注加さるへからざるものあり何となれば政體の變更は國勢の進歩に伴ふものにして即ち人民の進歩に誘導せらるゝものなればなり故に人民の進歩急激されは其結果は政體の急變となり秩序ある進歩なれば政體の改良も

亦宜しきを得るは各國古今の歴史の保證する所なり熟各國政體の變更し來れる形跡を見るに何れの國と雖も其初は壓制政治の行はれたるものにして一變して專制政治となり再變して立憲政治又は共和政治となりたるは實に國勢の進歩又は激變に因るものにして獨り君主臣民を視ること物體の如くし苛政を以て下を制したるか爲に臣民其不平に堪へざる餘り激發する勢に迫られて政體の變更を爲したるのみにあらず明君賢相ありて人民の進歩を洞察知亮し利害得失を詳にして時勢に適應する政治を爲したるに因るもあり然れば政體の變更は時勢の進歩には必伴はざるへからざるものにして君主の進んで改むるにあらされは臣民迫りて變更するに至るへきものあるか故に既往を顧み將來を慮ること忽

にすへからざるなり歐洲學者の説種々ありと雖も立憲君主政體を以て國の幸福安寧を保維するに最上なる政治とせり偶「ルソー」の如きは主權人民に在りとの説を唱へ共和政體を以て人民の最上自由を得る政治なりと主張せしなれども共和政治の立憲君主政體と利害得失の分るゝ所以は上に論じたるか如し然れば將來時勢如何に變じ人智如何に進むと雖ども立憲君主政體を措きては又他に國の秩序安寧を保維し上下の幸福を一致にし以て國體を鞏固にする良政治なしと知るべきなり但人民に參政の權を與ふる程度に於ては幾許か伸縮することあるべし即ち制限選舉を改めて無制限とし又議會の權限を廣潤にする等の類是なり然るに歐洲の現狀を見るに立憲政體を喜ばざるのみならず共和政治も一般

人民の利益を同じくするものにあらすとし社會主義を主張するの徒生するに至れり是實に恐るべきことにして不良の徒の唱道に出ると雖ども人民の生活上開化の度の進むに従て自然階級の差等を生ずるを以て其貧富の懸隔甚しくなるに於ては勢相容れずして又社會を平均せんとするの說を唱ふる者あるへきは壓制政治の下に自由說を唱へたると同じ故に立憲君主政體は最上の良制ある所以を説きて人民をして能く其利益を知了せしめ以て他に之に換ふべき政治無きことを熟知せしむるは愛國者の最勉めざるへからざる所なり又立憲君主政體に付きて深く注意すべき緊要のことあり彼の英國の立憲政體を見よ政府は議院制にして君主は多數なる黨派の首領を擧げて内閣を組織せしむるにあらすや是

國の政界上に於ては然るべきとなれども其實際を觀察するに人民は宰相を選擧するの權なしと雖多數なる黨派の首領を擧げざるへからざるに至りたるは即ち多數の黨派は其首領を選擧する權を有し君主は僅に之を認可するの權あるか如し是立憲君主政體の名ありて其實は共和政治に傾向したるものなり此の如きは君主の實權に如何なる影響を及ぼせしやを論究せざるへからす

謹て案するに建國の初皇祖勅して葦原千五百秋之瑞穗國是我子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣と詔りたまひ又大國主神に勅して汝所治顯露之事宜是吾孫治之汝則可以治神事と宣はせたまひ大國主神吾所治顯露事者皇孫當治吾將退治幽冥事と奉對せしは我國體の

確定する所にして皇統を以て萬世不易に治國の大權を有し
たまふ源始なり故に此詔勅は建國の明文憲法と云ふべきも
のにして治國の大權は皇位に歸一し臣民の干涉すべからさ
る政體の確立する所あり是を以て我國體は皇統一系を以て
眼目とすること勿論なれども治國の大權即主權の君主にあ
るを政體の主要とせり故に中古以來治國の大權下に移り武
門之を恣にせしは世人皆國體に悖り皇祖建る所の政體に反
するを知りて皇政復古の論四方に勃興し徳川氏も亦政權の
朝廷に歸一せざるは國體の許さざる所國力の分裂する所に
して國礎を鞏固にすること能はざることを知りし遂に政權
を返上せり是に於て政權上に歸一し下として干涉すべから
ざること明確に定まれり然るに憲法を發布し國會を開設せ

らるゝに至らば臣民をして大政に參與せしむることを許さ
るべきか故に臣民は憲法の許す所を確守し毫厘も其範圍を
超て干涉せんとするか如き所爲ある可からざるなり若し此
際臣民の分を誤るものあらば憲法を發布し國會を開設する
美事は建國以來の政體を破壊し君臣の分を紊亂する發端と
なりて皇政復古の盛業は政權再ひ下に移り國體を害する時
機を早めたりと云はざるべからざるに至らん政權武門に移
る既に國體に悖れり之を國會に移し又臣民の干涉する所と
なすか其政權の朝廷にあらざるは一なり故に國會開設する
に至れば益政權の歸一する所を明にし政權の所在をして萬
古動かすべからざる基礎を鞏固にせんことを務むるは我國
臣民の最大義務にして忽にすべからざる所あり

第四節 主權

主權は君主の専有するものにして政府及び議院と雖干涉することを得ざるものなり然るに君主は此の大權を有すといへども憲法に従ふべきことは人民の憲法を遵守せざるべからざると同じ何となれば君主自ら憲法を制定して國に公示する上は之を重して遵守すべき標準も亦君主自ら行ひて人民に示さしむるべからざればあり故に欽定憲法國の君主は憲法に従ふべきと最重しとす而して政權は君主の統一する所なれば國の目的即ち政略は人民の關係すべきことにあらずと雖期る目的を達するは君主一人の働きを以て能くすべきものにあらず是國の目的を達するの働きを爲す機關を要する所以にして之を名けて官職と云ふなり自治政の重もな

る機關は議會にあらずして參事會に在るか如く國の重もなる機關は立法院にあらずして行政官にあるものなり何となれば國の機關は國の一體に關する事業に關涉するものにして官吏の國事を取扱ふは即ち國の首領たる君主の代理たる地位を以て働くものなればなり而して其官職の中に於て憲法及び法律に反せざる證左をなすものあらざるを得ず故に立憲國に於ては大臣其責に任ずるものとす皇祖の皇孫を此國に君たらしむるに際し思兼神に御前の事を申せどあり又天兒屋根太玉の二神に勅して汝二神は御前に侍して善く防護せよどあり是責任を負ふと云ふ文字は無けれども我國に於ては國初より國事に參與し大臣の地に立つ者の責任あることを知るに足るべきあり殊に立憲政治となりて法律勅令

には大臣副署して始めて効を有すれば大臣の責任を負ふべきは勿論なれども其他の官吏も亦其地位の上下と職權の廣狭ころわれ下等の官吏に於ても長官の命を受けて盲目仕事を爲すへきものにあらす自己の權限内に在ては獨立し己の責任を以て事務に任せざるへからざる者なり故に官吏を精選するは君主の國に對する要件にして忽にすへからざるなり官吏其人を得ると否とは國の興廢に關する者にして法律如何に善美なるも官吏の働きを俟つにあらされは實功を擧ぐることに能はず瑞西人「フルンレユロ」の普國の富強をなしたる原因を論して官吏の養成宜しきを得たるに在りと云へり普國の加きは官吏と云へは未だ其人を知らずと雖信を置く風あるは官吏の養成宜しきを得て官吏に必要な其性質

を有し國の爲に盡すへき義務を全くし徳義を以て自己の職務を行ふ基礎とする者多ければなり實に官吏は人民の國に對する義務を盡すに躊躇せざるにあらされは其職務を擧ぐることに難きものなるか故に官吏自ら徳義を守りて人民の信認を保たざるへからざるなり何となれば普國の如き官吏を信する風ある國にては官吏の職務を實行するの効速に擧ぐるを得へく此關係は法律の力の及ぶ所にあらすして内部乃ち感覺上のことなればなり譬へは兵事に就かざらんとする者は國權を以て強て就役せしむることを得れども其勇氣の厚薄は法律の強ること能はざる所たるか如し又租税を拂はしむるに就き其資産の多寡を明かに云はしむること能はざるも亦此類なり故に官吏は職務を行ふに徳義を以て基礎と

し國に信切の情を盡さゝるへからず是君主の最注意すべき所にして官吏たる者の忽に思ふへからさるとなり古今君主の民望を失ひ政府は一般の怨府と爲りたる原因は君主の威力を以て人民を壓制すると官吏の徳義心を失して國に信切ならさるとにあらざるは無し深く戒めざる可らざるなり君主は斯の大權を行ふに正當の處置を爲さゝるへからず故に行政官の外に君主の左右に在て顧問すへき官職を要す現今我國に樞密院を宮中に置き憲法法律及び行政の要旨等重大の件に付顧問すへき官を設けたるは實に聖慮の在る所深く感戴すへきことあり又爵位及び勳章を授與するは最公平ならざるを得ず直接には其人の勳功を賞表し間接には人心を君主に繫く働きを爲すものかれは苟も正當あらざる授

與めらば爵位勳章は其光輝を失ひ其影響は君主を尊敬する人心の厚薄の上に及ふへし故に爵位と勳章とは二個の官署に於て掌るへからず是掌る所異なれば自ら權衡の差を失するの恐あるを以てなり又爵位勳章を掌る官署は君主の直隸の下に置き其長官は一種特別なる地位に立つものとして大臣の支配の下に置くへからず是爵位勳章は大臣にも授くるものなるに其支配を受けしむるは權衡を失し不公平を爲すの恐れあれはなり立法の順序は政府にて國の幸福安寧を保維する上に必要なことを發見したるとき起草するものを以て立法院の議に付し議定の後は更に君主裁可し之に署名し大臣副署して公布するものとす又議會にて起草したる法律は政府の議を經

て君主之を裁可し公布する手續は前の如くす故に議決權は議會に在りと雖君主の裁可を経て始めて國の法律となるものなれば立法權は君主獨之を掌握すと云ふべきものなり何となれば君主の裁可を経されは法律たること能はざるものにして議會に於て議決するは法律を作る順序を盡すに過ぎされはなり歐洲立憲君主國を見るに英國は立法權國會の專有に歸し和蘭は國王及び兩院之を共にすれども其實悉く國會に歸し西班牙白耳義境地利伊太利等は國王と國會とに歸し普魯西は國王と國會とに歸し而して法律となるには國王と國會との認可を要するは西班牙等に異ならず獨逸は兩院に屬すれども帝王の認可及び宰相の署名なければ法律たること能はざるものとせり英國其他の國に於ても國王の認可

と宰相の署名するとは勿論の事となれども立法權を以て國王と國會とにありとし又は國會の占有に歸するものと云ふは大なる誤にして立法權は獨君主の占有に歸せざるべからざるなり若し國會にあるものとし又は國王と國會とに歸するものとせば國王の裁可權を有するは名實相反すと云ふべし國王の裁可に因て始めて法律となるものなれば立法權は國會にあるべきものにあらず國會は法を立つるにあらずして法を議する權を有するものなり此區別は最も能く細別して注意すべき所にして君主の大權上に關すること毫厘の差千里の別をあすものと知るべし而して此の如くするも議會の權限を狭くするにあらず依然として法律を議決する權を有するものなり英國の立法權は國會の專有する原因を掲げ

て以て君主の權は名實權衡を失したる所以を明らかにすべし第二世「ヘンリー」王は大僧正と爭端を開き之れか爲に人民の不滿を招きたること少からず其子「ジョオン」王に至りては人民の怨恨悉く王の身上に集まれり王の政をなす暴戾苛歛よして苟も其意の向ふ所は租税を苛重し貧民を害し富者を掠め殘酷至らざる所なし終に貴族も平民も齊しく其虐政に堪ふること能はず全國悉く叛旗を翻し貴族の輩軍勢を率ゐて王を攻め王に迫りて憲法に捺印せしめたり是千二百十五年にして此憲法發布以來は王は金錢を徵收せんとせば貴族の許可を得ざる可らず人民を處刑せんとせば公衆の判断に従はざる可らず法廳を公開し耕地を安全にし教會の獨立を固くし國事の重なるものは一切王の干涉を止めたり「ヘンリー

」第三世の時は外人を寵愛し之をして政治に參與せしめ國費を散すると度なく民力凋弊せしかは貴族の報復干戈に訴ふるの變を生し王と戦ひて大に其軍を破る是に於て國會を招集す平民の國會に出席して參政せしは之を以て嚆矢とし幾くも無く上院下院の別を生ず其國會を招集せしは二千二百六十五年なりき以上の如き事情より貴族平民の王と戦ひ之に勝たる勢を以て制定し王に迫りて捺印せしめたる憲法なるか故に王權を制限すること其度を超越すへきは勢の免れざる所にして英國の王位は依然たるを得れども王位に附着する政權は奪はれたるものにして君主國の名あるも其實は民主政治に傾向したるなり恰も我が國の皇家の武門專治の時に於けるか如きものなり然るに其名ありて實無きは我

國脈の許さざる所にして忠愛なる人心の容れざる所なれば
 將來英國の如き傾向をなさざるべく注意し議會にて法律を
 議決するは即法律となすべきものを實際に適するや否を調
 査議決する權を有すれども立法權即ち法律を確定する權は
 獨君主に歸するものたることを忘るへからざるなり

第五節 國會

國會は一院を可とし又は兩院を可とする論あれども元來一
 國を組織する所の人民は必ずしも同等の人民ならず其間幾
 多の種族階級の存するを以て其人民を代表し得る機關に於
 ても亦區別なかるへからず是二院の必要なる所にして米佛
 の共和國尙然り況んや我國の如く上下の秩序粲然として種

族階級の明かに存立する國に於てをや法理上は暫く措て論
 せざるも國の實際上に於て二院の必要あり歐洲各國中に於
 て貴族ある國は二院を置くこと通例の如くなれば我國は必
 二院を置かるへし二院を置くは我國の國體に適するものな
 り是貴族の爲に私するものにあらすして二院の一院より國
 に利益あるに因るなり何となれば二院の設けは急劇の議決
 を防くへし又念を入れて確固なる法律を制定するを得へし
 若し一院なるときは黨派の爲に輕々しく法を議決するの弊
 あり又二院なれば君權を以て直接に議會に立入るを要せさ
 ることあり殊に議會の國に必要なは人民各種族の思想を
 議會に集めて表するに在りて其各種族の思想を集め以て一
 國全體の形態に適應せしむるを要するものなればなり

歐洲各國中貴族ある國に於ては貴族は封建の遺物にして其由て來ること遠く貴族の政治上に權ありしこと少なからざるを以て一朝廢すること能はざる事情ありて即ち國の歴史上より因襲して二院を設くるもあるへく又國に貴族あるは國の秩序を保維するに必要なるものなるか故に國の政略上より二院を設くるもあるへし現今に於ては貴族を廢したる國あれども尙米佛の如き共和國即ち平民的の國に於ても元老院の設けあるものは二院の一院より利益ある所以を證明する事實なり其元老院は下院と同じく一般人民中より選舉するものなれども其の資格に於ては區別あり即ち米國の元老院は年齢三十歳に達し國の民籍に入りたる後九年を経たるものとし下院は二十五歳に達し七ヶ年以上國民たる分限

を有するものとし佛國の元老院は四十五歳以上の者とし下院は二十五歳以上のものでせり此の如く元老院下院の議員たるべき者を年齢を以て區別するは年長を重んずる郷黨主義に因りたるものにして貴族なき國に於て二院の設を必要とするときは年長に重きを置きて制を立るは當然のことなり是人民相集まりて國を爲したる上は君主共和の如何に拘らず國の秩序を保維するの道なかるへからされはなり既に國の秩序を保維する道なかるへからすとするときは君主國に於ては貴族の必要なること勿論なり是貴族の國に對する義務を盡すときは國の公益上に大なる働きを生して上は君主の尊嚴を保維し下は人民一般の幸福となるもの少なからざるか爲なり獨逸の先帝「ウヰルヘルム」第一世の言に我普國

の地方政治は朕か頼て股肱とする幾多の貴族の榮譽を旨とする自治主義に成れるものなり我貴族の數は凡三万戸あり而して其男子は數を一户三人とするも三々九万人あり此九万人の貴族一半は地方の自治に一半は兵役に従事し大に朕を輔翼して朕か責任を盡さしむる者なりと果して然らば我國の如きは最貴族の必要なる國にして貴族を以て一院を組織するは大に國の公益ありと云はさるへからず

貴族の上院に立つ所以は國の秩序を保つに必要なる地位に附着したるものなるを以てなり故に貴族は世襲權を有するも又は同族中の互選に因るも貴族自己の權利を伸ふる爲にわらずして國の目的を達するに必要ある地位に在るを以てするものされは國に對する責任を盡さんとする外あるへか

らず而して貴族の此權を有するは義務を盡すこと多かるへき身分なるを以て其有する權利も亦一般人民より多く得たるものなりされは權利の一方に心を傾くるか如きことわらは是自己の義務上より多く得たる權利を濫用するものたるを免れざるに至るへし又政事に參與する上は凡百の事業上に於て實際の利害を知らさるへからず何となれば法律は實際に適應するものにあらされは如何に理論の正當なるも其利益なきものなればなり故に農工商の事業に従事して實際の働きを爲し以て一方には自己の經驗と思想とを養ひ一方には國を富強にし併せて自己の地位を保つに必要なる財産を作らさるへからさるあり

下院は人民の企望を公にする所の機關にして其組織は古今

種々ありて希臘にては人民皆同等の權を有し會同議決し之を庶民政治と云ふ其後「アレキサンデル」王出て之を廢し庶民政治は自治行政のことを掌るものとなれり羅馬は人民中二の等級即ち財産の大なるものと中等以下のものと分別して二の議院を設けたることあり其他各國にて貴族僧侶のみにて議會を設け後平民も別に議會を設けたるあり又賢士會と云ふものありて學識才智に富む者を以て組織するあり又一院を置くあり又二院を設けて一は貴族のみを以てし一は平民を以て組織するあり又平民中より年齢にて區別し兩院に入るの制を立るあり而して其選舉法も普通選舉あれば制限選舉あり又同等選舉あれば三級選舉あり又直接選舉あり間接選舉あり擲國の如きは都會は直接にて地方は間接の選舉

と分別せり又口頭選舉あれば無名選舉あり其選舉者被選舉者の年齢も國に依て異にせり「スライン」氏の説によれば日本の如く憲法を新に制定する國にては無制限法に憑らすして選舉法を制限し被選舉權は制限せざるを善しとす何となれば選舉を有するも被選舉權を與ふるも相當の財産家あらざるへからすとするときは財産に乏しくして其資格に充たざるものは學識才智に富むと雖選舉せらるゝ道あらざればなりと余は欽定憲法の發布近きに在れば此点に於ては一己の意見を陳述せざるなり然れども此選舉法の如きは時勢の進歩即ち開明の度に從て改むる所なかるへからざるものなれば時の宜しきに從て制すへきものあり

國事を協賛するは人民の義務にして之を國民の權利と云は

、認見なり權利は義務に依て生ずるものにして君主は國を統治するの義務あり故に國の主權は君主之を占有せざるべからず人民は國に對して盡すべきの義務あり故に國事に參與すべき權利あり是日耳曼人の義務を尙ひて權利を後にし義務を多く充たすものは權利を多く得るものとす所なり故に選舉者被選舉者も共に義務の爲に其行爲を爲すものなれば此先後する所を明かにせされは國に對する本分を誤るに至るべし

下院の重もなる議事は豫算案にして通常法律案は兩院何れを先にするも政府の隨意なれども豫算案は必先つ下院にて議すること歐洲各國の通例なり豫算案は政府にて要する金額を議するのみならず其金額を徵收する方法にも深く注

意せざるを得ざるものなり何となれば收支の方法の如何に依て人民の苦樂利害に關係するは金額の多少よりも甚しきものにして金額は多きも之を收支するに良法を得るときは政府は收支の便利を得人民は之を出すに困難あるを覺えされはなり且豫算案は其金額を以て政府各部の行政の行爲を表するものにして議會に於て之を議決するは政府に對し其金額支辨の法を承認したるものと云ふべし

兩院にて法律を議する精神自ら異なる所あり「スマイン」氏の説に依れば下院は重もに現存の實功を見るを以て目的とし深く未來のことを慮らざるもの、如し上院は之に反して未來に實功を望むを本旨とするに似たり再言すれば上院は保守主義にして法律の永續を希望し下院は自由主義にして之

を變更することを主張するに在りと然れども此事は必しも然らざるべし何とあれば上院にも改進黨自由主義を執る者あるべく下院にも保守主義の人あるべければなり若し上院にして強ちに保守主義を固守するときは一一般の民望に戻り遂に兩院の調和を破るとあるべし然れども貴族は保守に傾向し易ければ君主は此に注意して貴族のみを以て上院を組織すれば舊守の考に過ぎて進歩を妨ぐる弊を生ずるか故に進歩の思想を容るべき丈の元素をも加へざるべからず又貴族も能く注意して下院の改進黨自由主義其度を過ぎて動もすれば急劇に流れんとする弊を防ぎ若し止むを得ざる時機と認むるときは彼の勢ひに迫られて然る後己を屈するか如き法懦淺慮のこと無く巧に其事を處理し兩院の間をして圓滑

ならしめざるべからず佛國貴族の彙には平民の議會に抗し遂に之に屈服する時は已に貴族の權利は棄却せられたる後なるか如き行爲あるべからず故に貴族は保守に過ぎ易き心を制し自ら新思想を養成して進歩する手段を怠るべからず下院も亦改進黨自由の度を超えて屢法律の變更を希望し國の目的をして常なきに至らしむるか如き行爲を慎まざるべからず

貴族は政府の味方を爲す地に立ち之に反して下院は人民の代理たる地にありと思ふは誤なり兩院共に國事に參與して皇家の永昌を計り臣民の幸福を進むるを以て目的とするものなれば其議員に列する選舉法には區別あるも又族籍の差異あるも夫か爲に國事に參預する目的を異にすべきものな

らざることは兩院互に顧みて協心戮力國の幸福安寧を計る外他心あるへからず故に兩院共に誠實潔白にして國の公益に着眼する人を得ると否とは國の利害に關する甚大なり是選舉者の深く意を注ぎ選舉すへき人の性質持論を知悉して選舉せざるへからざる所なり若し選舉者の深く意を注がずして漫りに其虛名造説に惑はされ又は他人に雷同するときは國に誠實ある議員を得ること能はず其結果は國の利害の分るゝ所なるか故に自己の選舉したる人の爲に自己の受くへき國の公益を害することあるを思ひて若實ある議員を選人ふこと肝要なり

兩院は行政官の行爲上に付きて彈劾する權を有するは歐州各國の國會の通例なり英國に於ては兩議院に於て罪狀を論

告せられたる大臣は帝王恩赦の特典に預かることを得ず佛國は宰相は國の長のみに附屬する者にして政府の所爲に係る諸件に付各自其責に任すべく相連帶して責に任すること無し且其罪は元老院よりするにあらされは之を訴ふことを得ず普國は各議院は諸執政の建國法を犯し及び贓賄及び謀反の罪を論告することを得大法院其事を裁決すへし此外に諸執政の責任事件及び其糾治刑律は別法に定むとの明文は憲法にあれども今に至りて之を定めず伊國は下院は諸執政を論告し最上裁判所に提喚するの權を有す最上裁判所とは即ち元老院を云ふ澳國は帝國議會の各院は執政に其職掌とする事務を詰問し政府の措置を検査し上言書の説明を執政に求め執政をして須要ある報知を致さしむる爲の委員を命じ通牒及び判決の

規式を以て該委員より其意見を發する權を有すとあり以上の如く國會に大臣の所爲を論告する權を有するは憲法及び法律を確固たらしめ以て國の危害を豫防し安寧を保維する所の主義に出るものあれば宰相にして常に其宰相あるときは此權を國會に有せしめて宰相の所爲を檢制するに及ばず又國會の此の權あるか爲に針小のこを以て棒大にし以て宰相を傷つけ自己の黨派より伐らしめんとするか如き弊を生ずる憂なきにあらざれども世常に其宰相のみ出るものにあらずとせば又止むを得ることなり是宰相責任を有する國にては之を訴ふることなかるべからざるなり然れども國會にして此權を濫用するときは恐るべき弊害を生じ國の基軸常に動きて人心の分裂を招くべし故に此權を國會に與ふ

る可否及び論告の方法は専ら國の情態に因らざるべからず然れば新に立憲政體を立つる國即ち日本の如きは暫く之を設けず事變ありて議會の議論を生じたるを俟つを以て適當なるべし何となれば此權を國會に與へざるも宰相は責任あるものなるか故に法律に違ふ所爲あるときは國民の輿論は之を責むべく宰相自己の徳義心も亦許さざるべきものなればなり輿望の歸する人を擧げて内閣を組織するは政略上の計らひに在るものにして英國の如きも自然に其傾向をなす來るものなれば立憲の初に於て法を以て之を制し又は之を促かすか如きことは國をして黨派政治の下に立たしむるものなれば好ましからざることなり故に憲法は唯大臣は責任あるものと單記し其箇條は別法を以て定むること普國

の如くすへし既に責任あれば其箇條を明記せざるへからすとするは理論上のみに傾き實際に注意せざる考にして若し其責任法を細記するか如きことわらは大臣は其職權を活動すること能はず僅に法律を死守するに過ぎざるものとなるへし行政上のことは實際に活動を要するものなれば深く思はざるへからざるなり佛國は立法權は行政權の上に裁判權を有するものとし國會をして行政官を管轄する所となせり而して大臣を公訴するは通常兩院よて裁判官を選擧し尙之に高等裁判官を加へて組織し其判決したる事件は更に國會に提出し其承認を受くるにあらざれば裁判確定に至らざるものとせり是國會は自ら公訴し自ら裁判するか如きものにして適當の法と云ふへからす伊國の下院は之を論告し元老

院は最上裁判所となりて裁判するは論告するものと裁判するものとを別にし又其所を異にするものなれば佛國の法に優るものあり普國の如きは國會は大臣を訴ふる權を有する明文あれども之を告訴する方法及び主管裁判所等を定めざるを以て告訴するの手續を有せずして實際行はれざるの條項と爲れり

兩院の議員たるものは如何なる性質を帶ふるを以て適當と爲すへきやは議員は勿論選舉人に於て能く知了せざるへからず其眞性質とする所は忠實老練なるものにして第一學識智識第二公平不偏第三清廉第四勤勵是なり何となれば國の秩序安寧を保維せんとすれば歴史を明かにし以て傳來する制度文物を基礎とし之を補充改良するに歐米各國古今の制

度文物の長を取らざるへからず博學強記にして且つ時に變通するの智あるにあらざれば其働きを爲すこと能はざるあり故に學は以て各國の治亂興廢の由て分るゝ所を明知し智は以て國の現状及び將來を洞察して時の宜しきを制せざるへからず又た議員は公平不偏ならざるへからず何とされは議員は國の機關にして國中の思想を探りて働きをなさしむるものなること譬へは人の身體に四肢ありて夫々の働きを有するか如し故に一般人民の思想を代表するに適當したる人を得んとするを以て人民をして公選せしむものなれば議員は選舉區の代理にあらすして國の代理と云ふべきものなり然れば議員は一般人民に對して如何なる關係ありやと云ふに法律上には毫も關係を有するものにあらす是れ選舉者

より議員に委託を爲し指令することを得ざる所にして即ち議員の職は國の公事上の職なり故に公平不偏あるは議員の必要なる性質ありとす歐洲各國の情態を觀察するに利益を同じくする者集まりて多數を爲し以て少數を制し己の黨派の利益を計る外他念なきか如き跡あり是れ議員の最慎み戒むべきことにして若し己れの黨派の利益のみを計りて國の全軀に影響すること措て問はさるときは其議員は國の代理にあらすして黨派の代理と爲り其務むる所は黨派中の私事にして國の公事上の職に反すへし意見を同じくする者の相集りて黨派を爲すは勢の止むを得ざることにして之を非難すへきにあらざれども其爲に他の有する企望は國利民福たるも同意賛成せずして共にせざる傾きを爲し易き弊害を除

くは獨り議員の公平不偏なる徳義心の力に頼らざるへからざるあり又政府の鼻息を窺ふか如きあり是亦大に忌むべきことあるは喋々するを俟たず而して歐州に於ては上院は政府の意見を助くるに傾き易く下院は人民の一方に傾き易くして往々兩院の調和せざる事實あれば深く戒めざるへからず故に帝室の尊榮と人民の幸福とは二にして一なる關係を有し帝室の尊榮は常に人民の幸福に伴ひ人民の幸福は常に帝室の尊榮と離れざる所以を明かにし一方には帝室の尊榮を保ち一方には人民の幸福を進め以て國の安寧を保維する基軸を固めざるへからず己れあるを知りて他あるを知らざるは人の道にあらざるなり人民あるを知りて君主あるを知らざるは君主國の人民の道にあらざるなり君主あるを知て

人民あるを知らざるも亦君主國の人民の道にあらざるなり是公平不偏の性質は君主國の議員に最必要なる所あり又議員は清廉あらざる可らず若し議員にして汚濁卑下の意志行爲あるときは是國の公事上の職を以て營利の器と爲すものありと云はざる可らず故に議員其人の慎むべきのみならず政府及び人民は汚濁卑下の議員を生せざるへく或は法律を以て豫防し或は選舉の時に注意せざる可らず政事に熱心なるは米國人より甚しきは無きか如くにして大統領の選舉あるに當ては狂奔して自己の黨派より出さんとし或は演説し或は誘導し唯熱心に投票の多數を占有せんとせり此の如く政事上に重きを置く米國人にして議員の信用なきと驚くべきものあり佛人「マクスオーレル」氏の英京に於て亞米利加及

ひ亞米利加人と云ふ演題にて米國の人情風俗を演説したるの主意是あり歐洲新聞の報道する所に據れば其説左の如し米國にては苟も自重の心ある人物は殆んど政治家と爲ること能はず其一例を擧げんに若し選拔の上等社會に於て宴會を開くことあるに當り偶然其中に一個の上院議員を加入することあらんに宴會の時刻に此議員參着して取次を乞ひ其家の給仕宴席に入り來りて何某の御出ありと取次を爲すや其家の主婦人は直に其侍婢を傍らに招き耳語して曰く席上の銀器に注意せよと又其取次には嘖ち曰く諸客人の帽子外套の數に不足なき様に數へ置けと此言信すること能はされども假に此の如き風ありとすれば議員の世に信重せられざる原因は何に依て來るか清廉なら

ざる結果なりと云ふ外無し斯く議員其人を輕侮する風を生ずるときは苟も自重の心ある者は國の公事上の職に就くを潔しとせずして國の公益上に責を負ふべき議員は其人を得ること能はざる不幸に至るへし故に議員は清廉にして利慾に動かされざる獨立の精神なかるへからす之を保たんとすればは必自己の生活上に注意し奢侈の弊を防かざるへからす况んや國の經濟をして宜しきを得さしむべき責任ある議員に於てをや一家の經濟を處するに巧みならずして獨り國の經濟に巧なるべきものはあるへからす故に國の經濟を能くせんとすればは必先つ一家の經濟を能くせざるへからす一身の清廉を保たんとすればは必先つ奢侈の風を豫防せざるへからざるなり又勉勵は怠惰の反對にして怠惰は百事頹廢を爲

すものどすれば勉勵は百事の隆盛を爲すものあり英國の宰相たりし「ピッコンスフィールド」は有名なる人なりしに其初め國會に出でたるときは咄辨にして言ふ所事理を明かにすること能はず人皆之を笑へり然るに拮据勉勵して人の嘲笑を齒牙に懸けず辯論怠らざりしを以て遂に辯舌に長し聽く者をして感動せしむるに至れり是れ勉勵の力なり又「クラットストーン」の如き八十に近き身を以て東奔西走國事に力を致し國會に出ては數時間の長き演説を爲して毫も老たる情態なきは實に勉勵の力其身を強壯ならしむるものと云ふへし殊に議員は數月の間に幾多の國事を議決せざるへからされは最勉勵を要するものにして或は歐州各國の類例を参考せざるへからす或は古今の歴史に就て制度の沿革する所を調査

せざるへからす實に其任重くして繁多を極むることあるべし故に仁に當ては師に譲らざる精神を振起し以て勉めざるへからざるなり終に臨んで一言すれば議員の性質に最必要なるは誠實潔白是なり
議員に必要なるは演説自由の權及び議員の身體の侵すへからざる權にして是他の壓制を防ぐ城廓なり其權限の廣狹及び議員法に觸れたるときの處分法等は人智開明の度に伴ふべきものにして各國其程度を異にせり我國の如きは憲法の公布近きに在れば今此に喋々せず且つ大臣は議長の督責を受くるや否や及び督責を受くるものどせば其督責は何の點にまで及ふべきやを定めざるへからす議會を整理する權は獨り議長の占有するものなれば大臣の議會に於て演説する

や其言議會及び議員の體面に關せんとする傾あるとき又は元長にして無用なりと認めたるとき等は議會を整理する爲に議長は大臣に對して或は注意を促かし或は演説を止むるか如きは之をなして可なり普國は宰相「ビスマルク」氏と議長との間に常に爭論ありて議長「ビスマルク」氏に向て督責を加ふるも「ビスマルク」氏は之を承諾せずと云ふ蓋宰相の權力如何に強大ならざるへからずとするも國會をして獨立せしめたる上は議場のことは議長の督責に従はざるへからず其督責の及ぶ區域の如きは法律の定むる所あるへければ論せず

第六節 貴族

國に貴族ある原因は各國に於て種々あれども國の上流に立ちて國の公益を計りたる者より起りたることは各國の歴史に明かなる事實なり縱令共和國の如き平民的の國に於ても貴族の名稱こそ無けれ一般人民上流の地位に立つ者の自然に生し來るは人の生活上に免るへからざる結果なり我國の貴族は其初皇胤より出てたるは格別なれども其他に於ては一般の人民中より成立したるものなれば歐米各國中貴族の名を存せざるの國に於ても貴族の實を有して一般人民の上立つものあるは當然のことなり是人民は開化の度の進むに従て自然階級の差等を生すへきものにして財産の多寡相分るゝときは外形上生活の異あるより又各異なる風俗慣習を生せざるを得ざるなり而して其慣習に依て生活上極りたる身分を形爲し然る後身分の區別は教育に依て益相分るゝ

こと遠く相續に依て子孫に相傳ふる次第に凝結して堅固に
なるものなり然れば人あれば必等級の相分るゝは免れざる
所にして其等級は經濟上及び社會上に異なる階級ありと云
ふまでにして法律上に於て階級と看做したるものにあらざ
るも既に差等を生じ階級を形爲すれば其國に對する義務も
亦一般人民よりは多く盡す所あるを以て一般人民も亦之を
尊敬する風を生すへし是に於て國の法律上に於ても一般人
民と同視すへからざるに至り始めて此階級を國の公けなる
ものとなすに至るあり國の機關に於ても國に義務を多く盡
すもの即ち上流に立て財力と名望とを有し高尚なる教育あ
るものをして一般人民の地位の上に立たしめて其名譽を保
たしむるは富強と秩序とを保つに必要なるか故に或は非常

の勳功あるもの或は非常の財産を有するもの或は非常の學
識智識あるものは擧げて貴族の名爵を授くるは歐州君主國
の事實なり然るに貴族の名爵は永世あるものあり又終身な
るものありて永世なるものは其家に附着し終身なるものは
其身に附屬するか如き區別あれども元來貴族たるへき働き
ありて此名爵あるものなれば貴族の地位を全くせんとせば
必貴族たるへき働きなかるへからす古來貴族の政治上の特
權を有したるは政治上に必要な働きをなしたるに因るも
のなるは疑ふへからざる事實なれば將來之を保たんも亦政
治上必要の働きを爲さゝるへからざるなり或論者の貴族を
以て封建の遺物として開明の今日に於ては無用物視するは
今の貴族の働きの國に益すること無きを以てなり試に佛國

の貴族を廢したる事跡を觀察するに佛國の貴族は勢力強大にして十五万人計りの貴族は僧侶と共に國土の三分の二を所有し共に租税を免れたるも人民は只僅に國土の三分の一を所有し而して租税は皆之を負擔し國事に參與するは貴族僧侶のみなりしを千七百八十九年に英國の國會と同じく貧富共に發言の權を有する國會を招集するに至りて二百年間權利を蹂躪せられたる平民は貴族及び僧侶と共に議會に列するを得るに至れり此國會を開く初平民は貴族僧侶と一室に會合すへきや之を分て二會とすへきやを議したれども其議決せずして假りに二會を組織するものとせり然るに平民より出てたる議員は上院と分離を肯せず自己の會室に座して貴族僧侶の輕侮拒絕する所となるや平民自ら國會を組織

せり是に於て貴族僧侶は平民の此の如く先例を破りたるを怒り頗るに非難するも其益なく又王は一ヶ月議會を延期し會場の門戸に兵卒を備へて平民の議員をして入るを得さらしめたれども議長は議員を率いて王宮の投球場に入り憲法を制定するまでは決して此集會を解かざるへしと誓ひ其執りて動かさる此の如きを以て貴族僧侶の過半は其持説を枉けて平民の鐵室に來て合するに至れり此時より平民國の主權を握りて王の「パリス」に來るや之を市館に迎へ纏ふに民政の旗號たる三色章を以てす是に於て貴族の怯懦淺慮なる逃れて國境を超え安全の地に居て恬然革命を座視せり貴族にして此の如くかれは其革命に抗する者無く全國に波及し地方の亂民は貴族の邸宅を焚き民望なき官吏税吏に復仇を恣に

せり而して貴族は平民の前に低頭して其財産を償還し言容を和くるにあらされは命を全くする能はざるの勢に迫りたり千七百八十九年八月四日に至り貴族は平民の前に屈服し大に怯懦の醜體を表し租税の各種族に課し貧富に應じて規制するものとし其他封建の餘風の皆之を除きて改むへしと發言せり是に於て人民嘲りて曰く貴族の所爲たる寛温なり其已に保持すへからざるものを棄却し且我々の既に武器に依て確定したる政治上の平等を今にして承諾するも我に於て何かあらんと終に「ルイース」王の千七百九十三年一月二十一日革命場に命を殞せり是より貴族の名稱の民法中に留むるのみに過ぎずして舊時の貴族の廢絶せり而して「ナポレオン」第一世の帝位に就くや新に貴族を興したるも幾許もなく

廢せられたり此等の事實を見れば佛國貴族の所爲の國の公益を率先して計るべき位地に立て特に有する權力を保維することを知らす人民を苦めて唯己の利益を計り事變起るや一身の安危をのみ計りて國の興廢を顧みず王の危急なるを救ふこと能はず終に己と平民との争擾より王をして革命場に辱を受けしむるに至る實に怯懦淺慮貴族の分を自ら棄却したるものと云ふへし又獨逸の貴族の其權大にして王と雖ども駕御に苦しむの情態にて其一端を擧げれば貴族の同意するにあらされは政令を發するを得ず一錢の賦税も施すことを得ず若し賦課せんとすれば貴族は之に乗じて其特權の自由を求め自家に償を計らんとし大藏の經濟も亦貴族の手に歸して其勢を制すること能はざる此の如くにして貴族の意

中には國人民の在ると無く一國は如何にして立つべきや人民一般の公益は如何にして存せらるべきやを知らず唯自家の利益を保護する外又他念なかりしものなり是貴族の人民と相敵視し自ら衰敗を招く原因と爲りたるものにして「ブレンヂ」大王に至りて國力の分離は國を保つべき道にあらざるを信し貴族の特權を廢し以て全國の一致を成就せり實に王は一國全體の利益を計るを以て國の目的としたるものにして貴族の所爲とは大反對の地に立て國力を強くする基礎をなしたるなり之に反して英國の貴族は人民の利益を重んずること厚くして上は王家を輔翼して忠誠の心に富み下は人民の幸福を計りて權利を發達せしむる等の事跡あり即ち前に述べたる如く「ジョン」王の暴戾苛斂にして人心の王室

に離るゝと人民の不幸ある境界に届するとは國の不利なるを以て王に迫りて憲法を制定捺印せしめ以て王權と雖ども制限ありて專恣すへからざるものとし「ヘンリー」第三世の品行修らすして暴政多きを以て之を攻めて擒にし貴族僧侶等の議會の外に更に各城市より代議士を出さしめ以て議會を組織したるは英國國會の濫觴且其成なる代議政治の發端にして實に政事上の一大進歩なり其王と戦ひ之を擒にする等の行爲は素より臣民の分として爲すへからざるものなりと雖當時貴族の憲法を制定し貴族僧侶等の議會の外に代議士を集めて一議會を設けたるは即ち英國の王室をして万全の地に立たしめ而して人民の權利を保全したる實功を奏したるものなれば英國は貴族の力に因て今日あるの端緒を開き

たりと云ふも詛言ならざるへし以上英佛獨の貴族の行爲と
意志とを比較するときには我國の貴族たるもの、國に對して
盡すべき目的を適當に定むべき標準を得て万般の行爲上に
大なる過ちなきに至るべきのみならず帝室の尊榮を保ち人
民の幸福を進むる實功も亦立つることを得べし
貴族の名爵は何に依て光輝を加ふるを得るやと云ふに前陳
の如く其家系の勝れたるに因るにあらす其働きに因て發す
るものと思はざるへからす而して此の光輝は名譽の淵源た
る皇家の光輝と相伴ふべきものにして皇家尊嚴ならされは
貴族の名譽も亦光輝を失ふものなり譬へは皇家は水源にし
て貴族は河流の如し故に其密着の關係を爲すこと河流の清
濁は常に水源の清濁と相共にするか如し是貴族は皇家に忠

誠を致すこと一般人民に超越せざるへからざる所以なり又
貴族は人民の上流に立つものあれば人民の幸福を計り及び
自由を保全せしめざるときは自己の地位も亦堅固なること
能はざるは英獨佛等の舊時の貴族の盛衰せし事實に照して
知了すへし然れば貴族は上下に對する責を負ふものにして
上下の間を圓滑にし國の安寧を保つに力を致さるへから
ざるなり况んや貴族は立憲政治の一大要素にして入ては上
流の議員と爲りて國事に參與し出ては地方自治の名譽職に
従事して自治の基軸を掌るべきものなるに於てをや故に歐
州の學者の言に貴族は帝王に次く權を有して憲法上又は社
會に對して其責任を負ふものなりと云へり我國に於ても憲
法を公布し議會を開設するの期既に迫り貴族の責任を盡す

へき場合目前に見るに至れり豈奮勵せざるへけんや維新以來貴族は實權を失ひ僅に名爵を有するに過ぎずして政治上に關するを得さりしは一般人民と異なること無かりしものなり今や實權を興へらるゝに至る上は勅恩の至渥に奉答し下は人民の裨益を計らんことは實に此機に在り然れば社會萬般の事物に注意して經驗を積み思想を養成するは實に貴族の最大要務きり豈に勉めざるへけんや

第七節 宗教

古來歐洲各國の争亂の端緒をなすものゝ中には宗教の争も多くして其争の結果も亦他事に比較すれば慘狀を極むるものなり我國將來に於ても或は宗教の争擾を免れざらんされ

は之を豫防する處置は一日も忽にすへからざるなり我國は歐洲の如く宗教の力に依て成立したるものにあらす佛教渡來の後は大に流行し之か爲めに智徳の進歩を爲し文化の開明を助けたること少なからされども佛教の人心に感染し易き力あるも動すへからざる一種特別なる我國固有の精神あるものありて世道人心を維持し來るか故に二千五百四十九年の久しき儼然たる我國脉上に變動なく皇家の尊榮を永昌ならしめたり其物は即ち和魂是なり再言すれば日本人は建國以來忠愛の精神を繼承したるなり是皇祖の皇孫に此鏡を視んこと吾を視るか如くせよと勅したまへる大訓に由る所にして歴代の天皇皇祖に敬事し國家有功の神を祭祀するを以て國事を統御する最大要務とし皇祖に事ふる心即ち誠實

なる精神を以て國を統治したまへは人民も亦た自ら尊敬親愛する心を以て天皇に致す結果あり上下心を一にし以て此の國風を養成せり故に佛法の人心を動かし易き力あるにも拘らず其流行の害は此の國體上に及はずして萬古一日の如く維持するを得たるものなり佛法の始めて我國に入りたるは繼體天皇の十六年なり然れども人之を信せず其信仰の端緒を開きたるは欽明天皇の十三年にして當時百濟の聖明王佛の功德を説きて此法能く無量無邊の福德果報を生じ乃ち無上の菩提をなすに至る譬へは人の懐に在る寶の意に従ひて得らるゝか如し此の妙法の寶も亦復然り祈願情に依て乏しき所無しと云へり是人心の利を欲し福を求むること急なるは水の低きに流るゝか如きものなれば巧言以て之を誘導

するときは惑へるも亦人情の免れ難き所あり加之勅して國分寺を各所に建立し北條足利の禪教を尊崇するが如きあり故に全國一般行はれざる地無く信せざる人無きに至り終に徳川家康數代恩顧の士にして智識ある輩と雖も主家に叛きて戦端を開きたることあるは主家累代の恩誼よりは佛の功德を重しと思ふ迷心に出たるものなり然れども皇家に叛くも佛を捨ること能はずと云ふか如き輩の嘗てあらざりしは和魂あるものありて之を制し臣民の分を維持したる力に因るにあらずや然れども佛教の國の文明を進めたるの功は少なからず我國の詞曲に哀憐の情を注入し高妙なる思想を養成し殿堂伽藍の建築及び佛菩薩の像の彫刻繪畫によりて美術の發達を助けたり

古來清潔を尊ぶ風習ありて家屋及び器物等取ら白色を用ひたるは當時染色の法開けざりし故にあらず而

一此の清潔を奪ふ風習は我國美術の進歩を促かした又間接には昔時唐
 土に留學し彼の事物を我に移し智識學識を進め諸般の事物
 を發明興起したるは概するに僧侶の働きに出でざるは無し
 然るに耶蘇教は佛法と其性質を大に異にするものにして其
 教ふる所は人に従はんよりは神に従ふへしとし而して其僧
 侶は神の代理者たる地位を以て人心を支配するものなるが
 故に之を利用して先他國の人心を奪ひ然る后兵を以て國土
 人民を奪ふは耶蘇教國の他國を奪ふ手段となし來れるなり
 新教即ち「プロテスタント」起りたる以來は舊教の人智の開達
 を妨げ又は宗教を以て政治上に立入るの弊を除き政教相分
 れて干渉を絶ちたるか故に「プロテスタント」の如きは國の文
 明を進捗するの裨益少なからず之を信するものも亦舊教即

ち「カトリック」の如き感溺妄迷すること無く且彼の教書より
 論すれば舊教は一字一語も皆羅馬法王の解釋に依らざるを
 得すとす新教は其見解を人の自由に任せ「ユコリアン」派の
 如きは耶蘇は神子にわらず教會擴張に熱心ありし人なりと
 云ふに至れり此點より觀察すれば新教は國に害をなすこと
 少くして尤恐るべきは舊教なりと判断せざるべからず舊教
 中に於ても「エズイット」派は一切の事法皇の命に従はざるべ
 からずと云ふのみならず其目的は手段を償ふものありと云
 ひ如何ある手段を以て如何なる事を爲すも其目的善ならば
 不可無しとするものなれば若し此の舊教殊に「エズイット」派
 にして我國に入來るときは國民は二人の帝王を戴くか如き
 情態をあた國の分裂を生ずる端緒となるに至るべし故に國

を保たんとする責任あるものは宗教の性質と其組織とを明にし舊教の如き性質あるもの又は共和政治即ち民主主義の組織を爲すものは決して我國に立入らしむへからず宗教の一個一人の信心上のごとにして國より干渉すへからざるものなれば之を憲法外に置くべしと雖日本臣民たる性質を害するものゝ自由の信仰に任かすへからず何となれん君主國に在て共和主義を以て教育するものあらん是國を誤る人民を養成するものにして國の叛逆者を作ると云ふに外ならざると同じけれんなり故に宗教の自由の信仰とすると共に其外形上の取締の政府之を嚴にし宗教者をして政府の下に立たしめ而して國に害ある性質組織あるものを禁止せんは當然のことなり我國にて亞片の輸入を禁するは亞片の國害を爲

すを以てなり亞片の即ち形骸を危弱にするの害あり宗教の如き人心を害するもの少からされん其害あるものを流布せしめざるは國に於て忽にすへからざることなり世に神道を以て他の宗教と同視し神社を視ると自己の信仰せざる寺院と同じきか如くするものあり是大なる謬見なり神社の皇祖を始め國家有功の神を祭る所即ち國に附着するものにして信仰の自由に任する宗教と日を同くして論すへきものにあらす中古以來の人民の信仰に任せて建造したる神社少なからず是等の性質は宗教と大に異ならざるに似たりと雖神社の多きは即ち忠愛の人心を表するものにして其存廢は忠愛の精神の厚薄に關係し即ち國家の元氣に影響するものなれば國に關係を有する名社に於ては之を維持して

忠愛の人心を養成する基軸を破るへからす故に神社は宗教外の地に立たしめ神道は國家附着の教たることを明かにし以て世道人心を維持せざるへからざるなり世人動もすれば我國に在りて歐州に無きものは其利害を明かにせず放棄して盛衰を顧みず實に深く國の爲めに心を注かざるなり愛へさるへけんや神道に類似するもの歐州各國に無きは我國體の彼に異にして皇家の變動なきと共に建國の大教の存するものたることを知るへし彼れの如き屢革命ある國に於ては其革命毎に前代の文物制度を破壊し人民をして懷舊の情を發し反動の争亂を防ぐことを勉めたり故に古代のことは跡を止めざるもの甚た多かるへし故に「スライン」氏も黒田伯の質問に答ふるに神道は善き教なれども惜むらくは勢力なし

と云へり善き教にして勢力なきときは之を養成して勢力を有せしむるは國の爲に利益ある勿論なり國に關係なき宗教と雖ども善きものなるときは保護を與ふるは政府の任すへき所なり况んや宗教にあらすして國に大關係を有する神道なるをや將來宗教問題の起るは疑ふへからされは吾徒は豫め其目的を定め以て宗教に對する方策を誤るへからす且近來宗教を以て政治上に加勢せんとするものあり又加勢者たらしめんとするものあり此傾向は最恐るへきことなれば吾徒は如何なる場合に於ても宗教を利用して政治上の勢力を強くせんとする行爲はなすへからす然れども神道のことば目下の如くにして可なりとするにあらす維新以來の流弊を一洗し神社取扱上に関する事項の改正せざるへからざるも

のあり其は別に記するものおれは此に贅せず

國 廼 眞 柱 卷 三 終

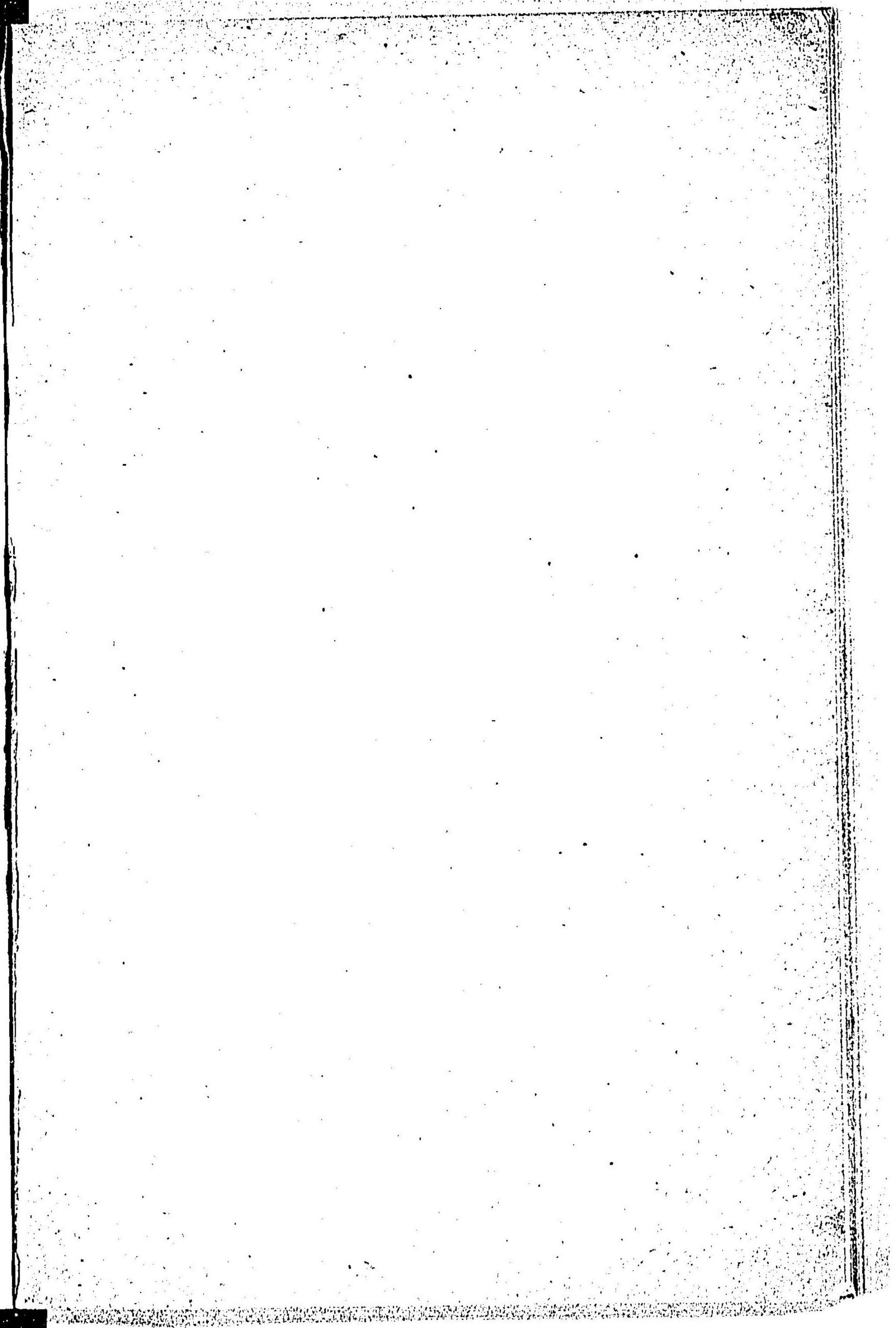
全 明治二十三年六月二十日印刷
年六月廿四日出版

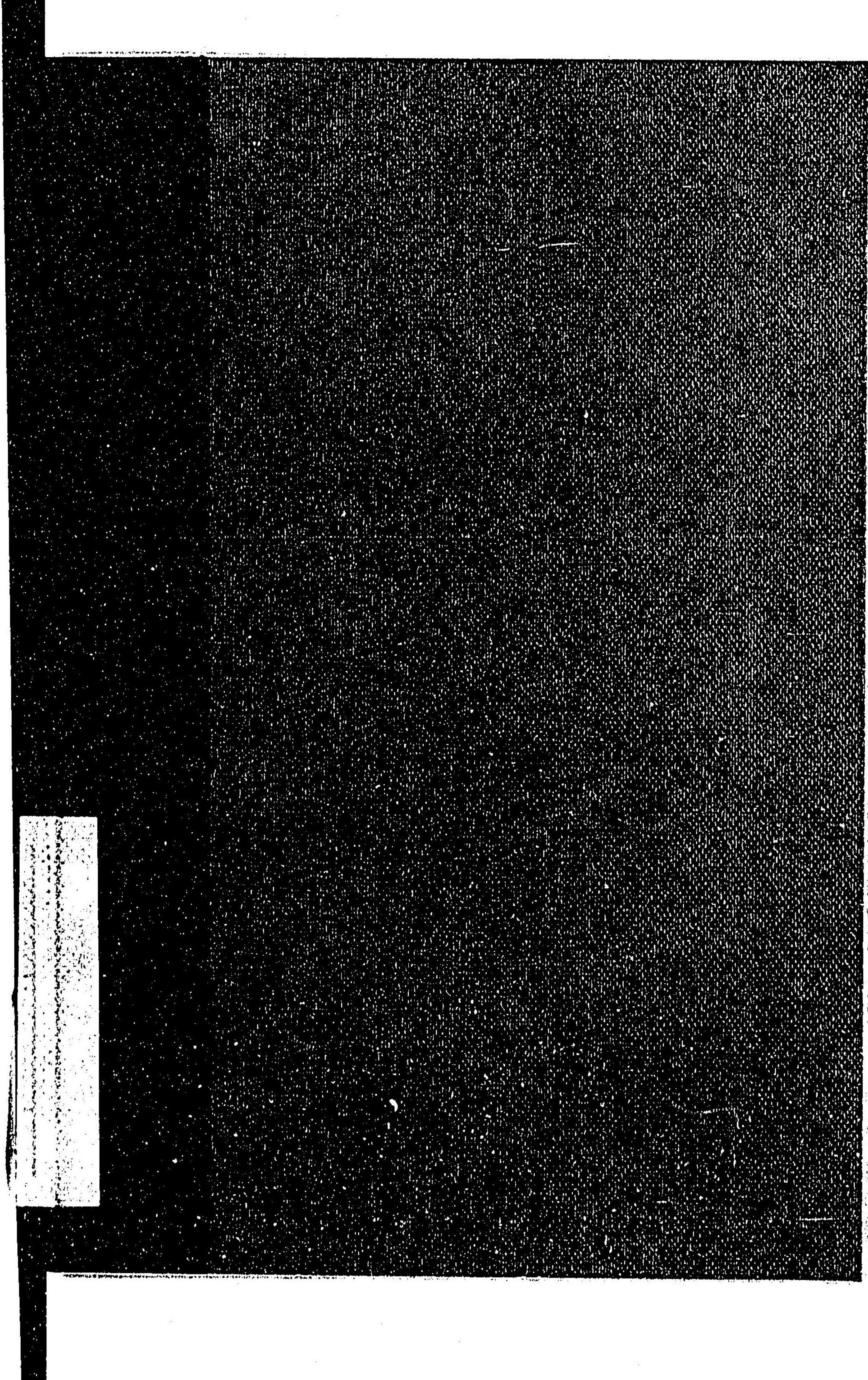
著 作 兼
發 行 人

島根縣華族
出雲國神門郡杵築町大字
杵築東八十六番屋敷
千 家 尊 福
東京府麻布區材木町
三十六番地寄留

島根縣平民
石見國邑智郡澤谷村大字
酒谷三百八十六番地
高 橋 光 男
東京府麻布區材木町
三十八番地寄留

印 刷 所
秀 英 舍
東京府京橋區西紺屋町
廿六七番地





特21

440

國運真柱 卷三

国立国会図書館